

図書館関係公益法人が直面する課題 －公益法人制度改革関連3法の検討から－

春田和男

はじめに

平成18（2006）年5月、公益法人制度改革関連3法が成立し、同年6月に公布された。明治29（1896）年の民法制定以来の制度改革である。公益法人制度改革関連3法とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、一般社団・財団法人法という）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、公益法人認定法という）、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、整備法という）の3つである¹⁾。これらの法律は、平成20（2008）年度中に施行されることになっている。施行日から5年間は移行期間とされ、現行の公益法人は、この期間内に必要な手続きを行い、新制度に移行することになる²⁾。

こうした公益法人制度改革の動向について、図書館界ではあまり注目されていない³⁾。しかし、日本図書館協会（以下、日図協という）や全国学校図書館協議会（以下、全国SLAという）などの図書館関係公益法人にとって、この制度改革にどのように対応していくかが、今後必ず問われるであろう。そこで、本稿では、公益法人制度改革関連3法の内容を検討することによって、図書館関係公益法人が今後どのような課題に直面するのかを明らかにする。なお、日図協と全国SLAの現在の法人形態は社団法人であることから、新制度に移行した後も社団法人として活動すると仮定し、以下では、一般社団法人と公益社団法人を中心に論じる。

1. 一般社団法人の設立と主な機関

一般社団法人とは、 剰余金の分配を目的としない社団のことである。事業に制限はなく、 登記によって法人格を取得することができる（一般社団・財団法人法第22条）。登記とは、 一定の事項を広く社会に公示するため、 公開された公簿に記載することである⁴⁾。登記しなければならない事項は、 目的、 名称、 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所、 理事の氏名、 代表理事の氏名及び住所、 公告方法などである（一般社団・財団法人法第301条）。

一般社団法人を設立するためには、 その社員になろうとする者（以下、 設立時社員という）が、 共同して定款を作成する必要がある。定款に記載しなければならない事項は、 目的、 名称、 主たる事務所の所在地、 設立時社員の氏名又は名称及び住所、 社員の資格の得喪に関する規定、 公告方法、 事業年度である。定款の効力は、 公証人の認証を受けることによって生じる（一般社団・財団法人法第10条、 第11条、 第13条）。認証とは、 ある行為又は文書の成立・記載が正当な手続きでなされたことを公の機関が証明することである⁵⁾。また、 理事会を置く一般社団法人の場合、 設立時役員として、 設立時理事と設立時代表理事を置かなければならない。設立時理事は、 設立時社員の議決権の過半数により決定する。定数は3人以上である。設立時代表理事は、 設立時理事の中から選定し、 設立時理事の過半数により決定する（一般社団・財団法人法第16条、 第17条、 第21条）。

一般社団法人の主な機関として、 一般社団・財団法人法では、 社員総会、 理事、 理事会に関する規定がある。社員総会では、 一般社団法人に関する一切の事項について協議する。ただし、 理事会を置く社団法人の場合は、 この法律と定款で定めた事項に限られる。理事は、 社員総会の決議によって選任する。理事の定数は、 理事会を置く一般社団法人の場合、 3人以上である。なお、 法人は理事になることができない。理事会は、 定款の定めによって置くことができる機関で、 その職務内容は、 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定、 理事の職務の執行の監督、 代表理事の選定及び解職である。代表理事は理事の中か

ら選定する（一般社団・財団法人法第35条、第60条、第63条、第65条、第90条）。

2. 公益社団法人の認定

公益社団法人とは、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、行政庁の認定を受けた一般社団法人のことである。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する以下の23事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう（公益法人認定法第2条、別表（第2条関係）、第3条、第4条）。

- (1) 学術及び科学技術の振興
- (2) 文化及び芸術の振興
- (3) 障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援
- (4) 高齢者の福祉の増進
- (5) 勤労意欲のある者に対する就労の支援
- (6) 公衆衛生の向上
- (7) 児童又は青少年の健全な育成
- (8) 勤労者の福祉の向上
- (9) 教育、スポーツ等を通じた国民の心身の健全な発達への寄与、豊かな人間性の涵養
- (10) 犯罪の防止又は治安の維持
- (11) 事故又は災害の防止
- (12) 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶
- (13) 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護
- (14) 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進
- (15) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力
- (16) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備

- (17) 国土の利用、整備又は保全
- (18) 国政の健全な運営の確保に資すること
- (19) 地域社会の健全な発展
- (20) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上
- (21) 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保
- (22) 一般消費者の利益の擁護又は増進
- (23) そのほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

公益認定の申請は、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）に対して行う。内閣総理大臣が認定を行う法人は、（1）2つ以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの、（2）公益目的事業を2つ以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの、（3）国の事務又は事業と密接な関連を有する公益目的事業であって政令で定めるものを行うものである。これ以外の法人は、その事務所がある都道府県知事が認定を行う（公益法人認定法第3条）。申請にあたっては、名称及び代表者の氏名、公益目的事業を行う都道府県の区域並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所、公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を提出する必要がある。そのほか、定款、事業計画書及び收支予算書、役員報酬等の支給の基準を記載した書類なども添付する（公益法人認定法第7条）。行政庁が公益認定を行う際の主な基準は次のとおりである（公益法人認定法第5条）。

- ・主たる目的は公益目的事業を行うことか。
- ・公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しているか。
- ・その事業を行うにあたり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであるか。
- ・投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用

を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの、又は、公の秩序もしくは善良の風俗を害するおそれのある事業でないか。

- ・公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を超えることはないか。
- ・公益目的事業以外の事業（以下、収益事業等という）を行う場合、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないか。
- ・公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものか。
- ・他の同一団体の理事又は使用人である者、そのほかこれに準ずる相互に密接な関係があるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一以下か。
- ・理事、監事及び評議員に対する報酬等について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような支出の基準を定めているか。
- ・社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取り扱いをする条件等を付していないか。
- ・社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取り扱いをしていないか。また、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取り扱いをしていないか。理事会を置いているか。
- ・他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないか。

行政庁から認定を受けると、公益社団法人という名称を独占的に使用することができます。また、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる見通しである。その一方で、遵守しなければな

らない事項として、公益目的事業比率が百分の五十以上であること、寄附金等の財産を公益目的事業に使用すること、役員報酬等の支給の基準を公表すること、財産目録等を行政庁に提出することなどがある。このうち、公益目的事業比率とは、(1)公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令が定めるところにより算定される額、(2)収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令が定めるところにより算定される額、(3)当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額の合計額に対する割合である(公益法人認定法第15条)。また、公益法人を監督する機関として、国には公益認定等委員会、都道府県には合議制の機関が設置される(公益法人認定法第32条、第50条)。

3. 新制度への移行と図書館関係公益法人が直面する課題

現行の公益法人が引き続き社団法人として活動を続ける場合、平成20(2008)年度中に予定されている施行日から5年間の移行期間内に、一般社団法人又は公益社団法人に移行する必要がある(整備法第44条、第45条)。

一般社団法人に移行するためには、行政庁に対し、認可の申請を行う。認可の基準は、(1)定款の変更案が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであるか、(2)公益目的支出計画が適正で、かつ、計画を確実に実施すると認められるものかである(整備法第117条、第119条)。

公益社団法人に移行するためには、認定の申請を行う。ただし、公益目的事業を行う法人でなければ申請することができない(整備法第98条、第99条)。認定の基準は、(1)定款の変更案が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであるか、(2)公益法人認定法第5条に掲げる公益認定の基準に適合するものであるかである(整備法第100条)。認定を受けた場合は、移行の登記をしなければならない(整備法第106条)。

以上の内容から、図書館関係公益法人が今後直面する課題としては次のようなものがあると考えられる。

- ①一般社団法人に移行するか、それとも公益社団法人に移行するか。具体的な内容はまだ明らかになっていないが、公益社団法人に移行すると、税制上の優遇措置を受けることができる。それぞれの法人の長所と短所、現行の図書館関係公益法人の特徴を踏まえたうえで、どちらの法人に移行するのが望ましいかを判断することが大切である。
- ②現行の定款をどのように変更するか。一般社団法人に移行する場合には一般社団・財団法人法、公益社団法人に移行する場合には一般社団・財団法人法と公益法人認定法に適合させる必要がある。これらの法律に適合させるためには、これらの法律を理解することに加えて、現行の定款の内容、現行の公益法人に関する規定がある民法の条文、さらには公益法人改革の今後の動向について理解することが大切である。
- ③現行の図書館関係公益法人が行っているさまざまな事業のうち、どれが公益目的事業に該当し、どれが収益事業等に該当するか。公益法人認定法で公益目的事業として挙げられている23事業をもとに、その事業が公益目的事業なのか、それとも収益事業等なのかを判断する必要がある。また、公益目的事業では、特定の者ではなく、不特定多数の者の利益の増進を図るということが重要となるかもしれない（第2章参照）。
- ④公益目的事業の額と収益事業等の額はそれぞれどのくらいか。公益社団法人に移行する場合には、公益目的事業比率が百分の五十以上の見込みがなければならない（第2章参照）。公益目的事業比率の計算方法はまだ具体的に示されていないが、今後、この比率を計算する必要がある。
- ⑤社員の権利義務をどのように定めるか。公益社団法人に移行する場合には、社員の議決権に関して、その法人の目的に照らし、不当に差別的な取り扱いをしていないかが問われる。新制度への移行を契機に、法人の社員をどのように構成し、各社員の権利義務をどのように定めるかが検討課題になるかもしれない。

おわりに

本稿では、公益法人制度改革関連3法の内容を検討したのち、その検討結果から、図書館関係公益法人が今後直面する課題として5点を挙げた。5点のうち、特に、図書館関係公益法人が現在行っている事業を点検し、公益目的事業と収益事業等に区別することが重要になるのではないかと思われる。今後は、図書館関係公益法人のひとつである日団協の事業内容について検討したい。

注・引用文献

- 1) ①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）」総務省法令データ提供システム（オンライン），入手先<<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18H0048.html>>，（URL最終確認2007-02-20）.
②「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）」総務省法令データ提供システム（オンライン），入手先<<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18H0049.html>>，（URL最終確認2007-02-20）.
③「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律抄（平成十八年六月二日法律第五十号）」総務省法令データ提供システム（オンライン），入手先<<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18H0050.html>>，（URL最終確認2007-02-20）.
- 2) 「公益法人等改革について」行政改革推進事務局ホームページ（オンライン），入手先<<http://www.gyoukaku.go.jp/about/koueki.html>>，（URL最終確認2007-02-20）.
- 3) 博物館関係者は改革の動向に注目している。例えば、下記の文献を参照。
「パネルディスカッション「私立部会」報告」『博物館研究』Vol. 42, No. 2, 2007. 2, p. 12.
- 4) 竹内昭夫ほか編集代表『新法律学辞典』第3版，有斐閣，1989，p. 1045.
- 5) 前掲4)， p. 1132.